

訂正とお詫び

【OUTPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（択一過去問編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

【供託・司法書士法】

頁数	問題番号	誤	正
2	1-7 解説改訂	銀行振出しの自己宛小切手は、 <u>供託官が相当と認めるときは金銭に代えて供託</u> することができる（準39）。次に、弁済の目的物が有価証券そのものである場合は、当該有価証券を供託することができ、法令に別段の定めがない限り、その種類に制限はない。しかし、 <u>小切手自体を有価証券として供託することはできない</u> とするのが先例である（昭31.9.12第2090号）。これは有価証券として供託されることにより呈示期間を経過してしまうことが多いためである。一方で、その趣旨は明らかにされていないが、 <u>小切手を有価証券として弁済供託</u> することができるかについては、 <u>具体的事案によってその可否を決する</u> 旨の先例が存在する（昭41.7.5第1749号）。本肢では「常に」という文言が存在することから、上記先例の内容を考慮し、これを×とする。なお、先例ではないが、供託の種類を限定することなく、「小切手、約束手形についても有価証券として供託することができます。」（「供託の知識167問」日本加除出版）という見解も存在する。	